

ボンド・セレクト・トラスト

＜公社債投資信託＞

U.S.ドル・ファンド

オーストラリアンドル・ファンド

U.K.ポンド・ファンド

ニュージーランドドル・ファンド

ユーロ・ファンド

カナダドル・ファンド

交付目論見書

2012.9.28

Bond Select Trust

ルクセンブルグ籍／契約型／追加型外国投資信託

<管理会社> グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

1991年7月8日にルクセンブルグ1915年商事会社法(改正済)に基づき設立。

トラストの資産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻しを行います。

資本金375,000ユーロ(約3,595万円) 管理投資信託財産額 約1.6兆円(2012年7月末日現在)

(注) ユーロの円貨換算は、2012年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=95.87円)によります。

<投資顧問会社> ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド

各ファンドに関する投資顧問業務を行います。

<保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社> ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー
トラスト資産の保管業務ならびに登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行業務を行います。

<代行協会員> 野村證券株式会社

代行協会員業務を行います。

●ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。

●ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は、販売会社／販売取扱会社にご請求いただければ当該販売会社／販売取扱会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。

●また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容は<http://info.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただけます。

この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この交付目論見書により行うボンド・セレクト・トラストの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年6月28日に財務省関東財務局長に提出しており、平成24年6月29日にその届出の効力が生じております。また、管理会社は、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成24年9月27日に財務省関東財務局長に提出しております。

ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これら運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的および投資方針

ファンドの投資目的は、元本の保全と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することです。各ファンドは、主に、高い信用度と流動性を有する各基準通貨建ての短期金融商品に分散投資することにより、この目的の達成を目指します。

	基準通貨	基準通貨を使用する国
U.S.ドル・ファンド	米ドル	米国
オーストラリアンドル・ファンド	豪ドル	オーストラリア
U.K.ポンド・ファンド	英ポンド	英国
ニュージーランドドル・ファンド	NZドル	ニュージーランド
ユーロ・ファンド	ユーロ	EU加盟国
カナダドル・ファンド	カナダドル	カナダ

(注) U.S.ドル・ファンド、オーストラリアンドル・ファンド、U.K.ポンド・ファンド、ニュージーランドドル・ファンド、ユーロ・ファンドおよびカナダドル・ファンド(以下それぞれ「ファンド」といいます。)は、アンブレラ・ファンドであるボンド・セレクト・トラスト(「トラスト」)のサブ・ファンドです。

主な投資対象

各ファンドの投資対象には、①各ファンドの基準通貨を使用する国・その機関および下部機構の証券②各ファンドの基準通貨を使用する国またはその他の国の銀行の債務証書(銀行預金を含む)③各ファンドの基準通貨を使用する国またはその他の国の民間企業および諸法人の発行するコマーシャル・ペーパーその他の短期債務証書、④レポ取引ならびにファンドの投資目的に適合すると管理会社が判断するその他の投資対象が含まれます。

※ ユーロ・ファンドについては、以下のとおりです。

①EU加盟国政府・その機関および下部機構により発行または保証された証券②ヨーロッパ内外の銀行の債務証書(銀行預金を含む)③ヨーロッパ内外の民間企業および諸法人の発行するコマーシャル・ペーパーおよびその他の短期債務証書④レポ取引ならびにファンドの投資目的に適合すると管理会社が判断するその他の投資対象

ファンドが投資する証券・金融商品等のそれぞれの投資対象の加重平均残存期間は、12ヶ月以下とします。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。通常、ファンド全体の加重平均残存期間は90日以下です。

ファンドは、基準通貨以外の通貨建ての証券および証書に投資することができますが、その場合、基準通貨での収益を達成するため、可能な範囲で、為替予約を行うものとします(ただし、U.S.ドル・ファンドおよびユーロ・ファンドを除きます。)。

投資対象は、投資時にS&P社の格付けでA-2格以上、ムーディーズ社の格付けでP-2格以上または管理会社により同等と判断されるものとします。ただし満期が1年を超える投資対象の場合は、投資時にS&P社の格付けでAA-格以上、ムーディーズ社の格付けでAa3格以上または管理会社により同等と判断されるものとします。

ファンドは流動資産を保有することができます。これらの資産は、銀行の当座預金・普通預金または、短期金融商品(定期的に取引され、満期までの残存期間が12ヶ月未満で、発行者または保証者が優良であるもの)です。

ファンドは、いかなる種類の株式にも投資しません。また、純資産総額の50%を超えて円建ての証券に投資しません。

ファンドの投資対象およびファンドの資産は、市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成されるという保証や投資元本が確保されるという保証はありません。

主な投資制限

管理会社またはその委任を受けた代理人は、ファンド資産の運用にあたり、以下の制限を遵守します。

以下は、ファンドの投資制限の要点だけを述べたものです。

- 同一発行体の証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%までとします。
- 同一発行体の同種の証券への投資は、原則としてその発行済総量の10%までとします。
- いかなる種類の株式への投資または出資も行いません。
- 原則として他の投資信託への投資は、ファンドの純資産総額の5%までとします。
- 証券の信用取引や空売りは行いません。
- ファンドの借入れは一時的措置としてなされる場合に限り認められ、その総額は、ファンドの純資産総額の10%までとします。さらに、ファンドの純資産総額の10%を超えて一部払込証券に投資することはできません。
- 非上場・非登録の証券^{*}への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%までとします。
(※公認の証券取引所またはその他の規制市場で取引されていない証券をいいます。)

ファンド資産である証券に付随する引受権行使する際は、上記の投資制限比率を遵守する必要はありません。

管理会社は、ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となる、または利益に反しない投資制限を隨時課すことができます。

分配方針

年1回、ファンドの投資収益および実現売買益から、または分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合にはファンドの未実現売買益もしくは元本部分から、分配を行うことができます。

分配の結果、トラストの純資産総額がルクセンブルグ投信法に規定された最低金額(125万ユーロ)を下回る場合には、分配を行うことができません。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

運用体制およびリスクに対する管理体制

管理会社は、ファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドを投資顧問会社に任命しており、ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドはその裁量により、ファンド資産の運用などを行います。

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドのマネー・マーケット・ファンド・チームおよびクレジット・リサーチ・チームが中心となって、各ファンドの運用リスクを適切に管理し、これらファンドのポートフォリオを構築しています。

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドのマネー・マーケット・ファンド・チームは、投資対象やファンドタイプによって分かれている同社のインベスト部門のチームのひとつです。また、クレジット・リサーチ・チームも同社インベスト部門のチームのひとつです。

各ファンドの運用は、ファンドの純資産総額、経済ファンダメンタルズ、金利リスクおよびクレジット・リスクなどの分析を通して、ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドにおいて毎月開かれるフィックスト・インカム・インベストメント委員会で決定される投資方針を基に実行されます。

なお、この情報は2012年4月末日現在のものであり、隨時変更されます。

投資リスク

ファンドは、公社債や短期金融商品など値動きのある証券に投資します。これらの投資対象証券には、主に以下のような性質があり、ファンド証券の1口当たり純資産価格を変動させる要因となります。従って、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、ファンド証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの信託財産に生じた損益は全て受益者のみなさまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

リスク要因

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により証券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇すると債券価格は下落し、ファンド証券の1口当たり純資産価格が下落する要因となります。また、金利が低下すると、短期金融商品からの収益が減少する要因となります。

信用リスク

信用リスクとは、ファンドが投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政上の困難、経営不振その他の理由により、元利金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行リスク)をいいます。一般に債務不履行が発生した場合、またはそのおそれがある場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落し、1口当たり純資産価格が下落する要因となります。

また、発行体の信用格付の変更に伴い、公社債および短期金融商品の価格が下落するリスクもあります。

為替リスク

U.S.ドル・ファンドは米ドル、オーストラリアンドル・ファンドは豪ドル、U.K.ポンド・ファンドは英ポンド、ニュージーランドドル・ファンドはニュージーランド・ドル、ユーロ・ファンドはユーロ、カナダドル・ファンドはカナダドルを基準通貨としています。従って、日本円で投資する投資家は、外国為替相場の変動を反映して、その保有する資産の円換算した価値が、当初投資した金額を下回ることがありますのでご留意ください。

※ 純資産価格の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。リスクに関する管理体制については、2ページをご参照下さい。

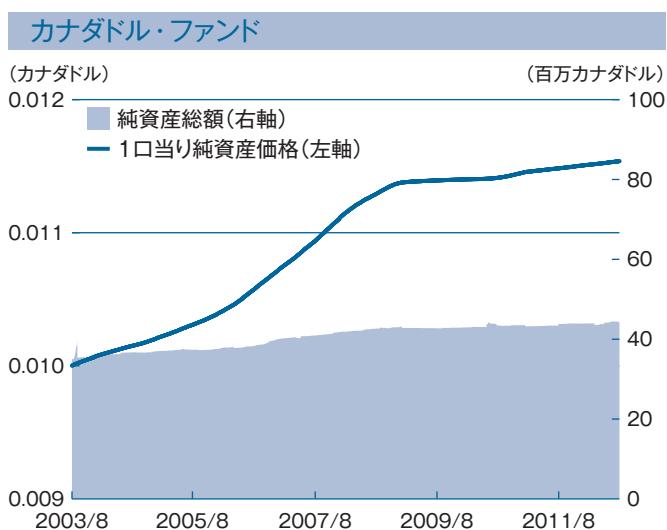
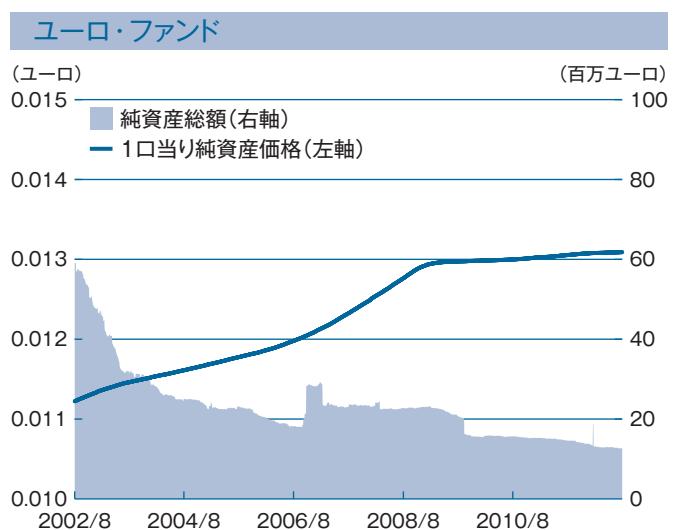
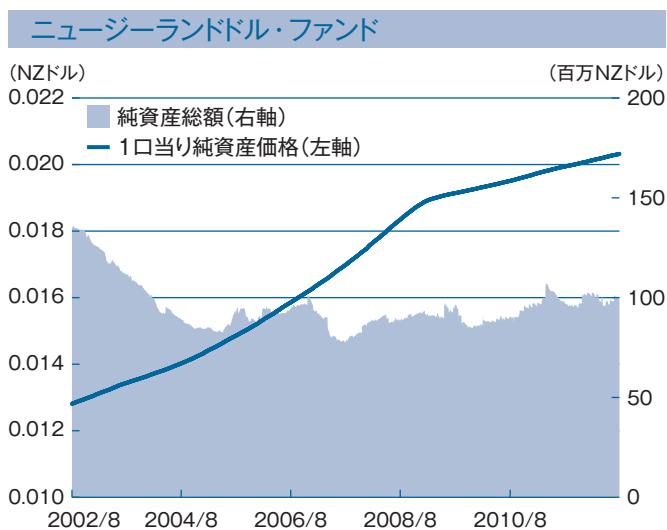
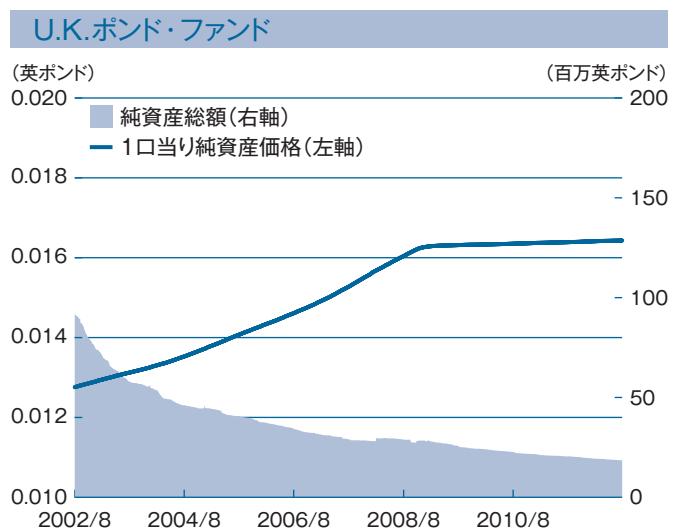
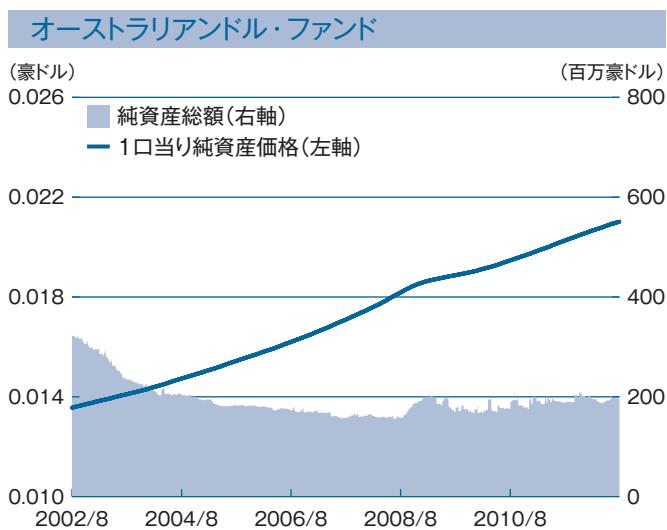
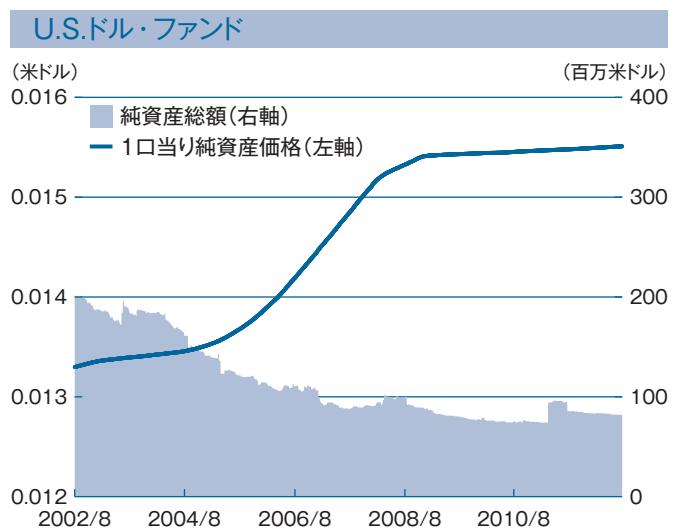
ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

分配金は、分配計算期間中に発生した収益(インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン)を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

運用実績

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2012年7月末日現在)



※2003年は8月14日から

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
運用実績等については別途月次レポート等が作成されている場合があります。詳しくは販売会社／販売取扱会社にお問い合わせください。

投資有価証券の主要銘柄 (2012年4月末日現在)

U.S.ドル・ファンド

順位	銘柄	種類	利率 (%)	満期日	投資比率 (%)
1	MITSUBISHI CORP FIN 0.52% 19/06/12	固定利付債	0.52	2012年 6月19日	3.01
2	MIZUHO CORP BANK SYD CD 0% 19/07/12	預金証書	0	2012年 7月19日	3.01
3	CHIBA BANK LTD NY CD 0.51% 23/07/12	預金証書	0.51	2012年 7月23日	2.41
4	CHIBA BANK LTD NY CD 0.48% 08/06/12	預金証書	0.48	2012年 6月 8日	2.41
5	SHIZUOKA BANK NY CD 0.45% 29/05/12	預金証書	0.45	2012年 5月29日	2.41
6	MITSUBISHI CORP 0.53% 06/06/12	固定利付債	0.53	2012年 6月 6日	2.41
7	NATIXIS CP 02/05/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 5月 2日	2.41
8	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 02/05/12	預金証書	0	2012年 5月 2日	2.41
9	ING BANK CP 08/05/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 5月 8日	2.41
10	AGENCE CENT ORGANISMES CP 14/05/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 5月14日	2.41

オーストラリアンドル・ファンド

順位	銘柄	種類	利率 (%)	満期日	投資比率 (%)
1	BANK TOKYO MITS LDN CD 0% 20/07/12	預金証書	0	2012年 7月20日	4.63
2	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 02/05/12	預金証書	0	2012年 5月 2日	4.16
3	AGENCE CENT ORGANISMES CP 09/05/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 5月 9日	4.15
4	ING BANK AUST CP 14/05/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 5月14日	4.15
5	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 29/05/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 5月29日	4.14
6	TOYOTA KREDIETBANK GMBH CP 22/06/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 6月22日	4.13
7	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 12/10/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年10月12日	4.08
8	NEDERLANDSE WATER CP 02/05/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 5月 2日	3.12
9	NATIXIS SINGAPORE CP 08/05/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 5月 8日	3.12
10	FMS WERTMANAGEMENT CP 15/05/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 5月15日	3.11

U.K.ポンド・ファンド

順位	銘柄	種類	利率 (%)	満期日	投資比率 (%)
1	SUMIT MIT BK LDN CD 0.68% 18/07/12	預金証書	0.68	2012年 7月18日	7.92
2	BNP PARIBAS LONDON CD 0% 10/05/12	預金証書	0	2012年 5月10日	7.92
3	BARCLAYS BANK PLC CP 08/05/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 5月 8日	7.92
4	SUMITOMO CORP CAP EURO CP 15/05/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 5月15日	7.92
5	OVERSEA CHINESE BK CD 0% 21/05/12	預金証書	0	2012年 5月21日	7.92
6	mitsubishi corp fin cp 22/05/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 5月22日	7.92
7	CHIBA BANK LTD LDN CD 0% 29/05/12	預金証書	0	2012年 5月29日	7.92
8	FMS WERTMANAGEMENT CP 12/06/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 6月12日	7.92
9	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 03/07/12	預金証書	0	2012年 7月 3日	7.91
10	RABOBANK NEDERLAND CD 0% 13/08/12	預金証書	0	2012年 8月13日	7.91

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
運用実績等については別途月次レポート等が作成されている場合があります。詳しくは販売会社／販売取扱会社にお問い合わせください。

ニュージーランドドル・ファンド

順位	銘柄	種類	利率(%)	満期日	投資比率(%)
1	BNP PARIBAS SA CD 0% 02/05/12	預金証書	0	2012年 5月 2日	4.60
2	MACQUARIE BANK LTD CP 02/05/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 5月 2日	4.60
3	AGENCE CENT ORGANISMES CP 10/05/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 5月10日	4.60
4	MIZUHO CORP BANK SYD CD 0% 11/05/12	預金証書	0	2012年 5月11日	4.60
5	NATIXIS CP 23/05/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 5月23日	4.59
6	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 29/05/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 5月29日	4.59
7	KIWIBANK LTD CP 29/05/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 5月29日	4.59
8	ING BANK AUST CP 01/06/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 6月 1日	4.59
9	MACQUARIE BANK LTD CP 06/06/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 6月 6日	4.59
10	BNP PARIBAS AUST CP 06/06/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 6月 6日	4.59

ユーロ・ファンド

順位	銘柄	種類	利率(%)	満期日	投資比率(%)
1	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 8/05/12	預金証書	0	2012年 5月 8日	7.73
2	SUMIT MIT BK LDN CD 0.34% 23/05/12	預金証書	0.34	2012年 5月23日	3.86
3	SUMIT MIT BK LDN CD 0.28% 18/07/12	預金証書	0.28	2012年 7月18日	3.86
4	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 02/05/12	預金証書	0	2012年 5月 2日	3.86
5	ING BANK CP 14/05/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 5月14日	3.86
6	NORINCHUK BK LDN CD 0% 16/05/12	預金証書	0	2012年 5月16日	3.86
7	SUMITOMO TRUST BK LDN CD 0% 21/5/12	預金証書	0	2012年 5月21日	3.86
8	RABOBANK NV CD 0% 15/05/12	預金証書	0	2012年 5月15日	3.86
9	ING BANK CP 21/05/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 5月21日	3.86
10	BNP PARIBAS SA CD 0% 01/06/12	預金証書	0	2012年 6月 1日	3.86

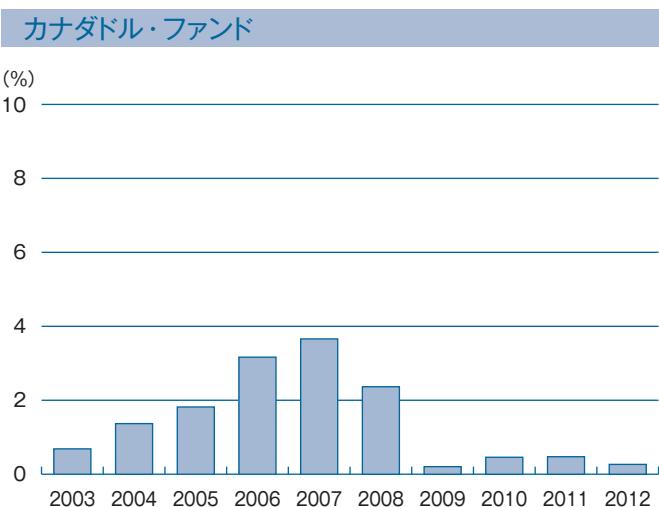
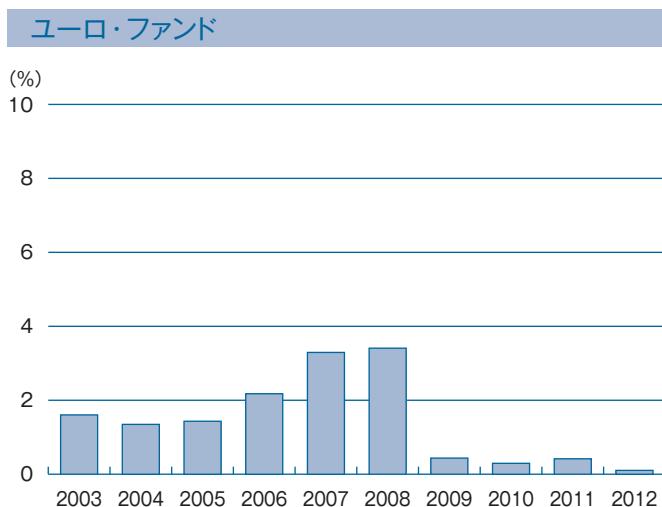
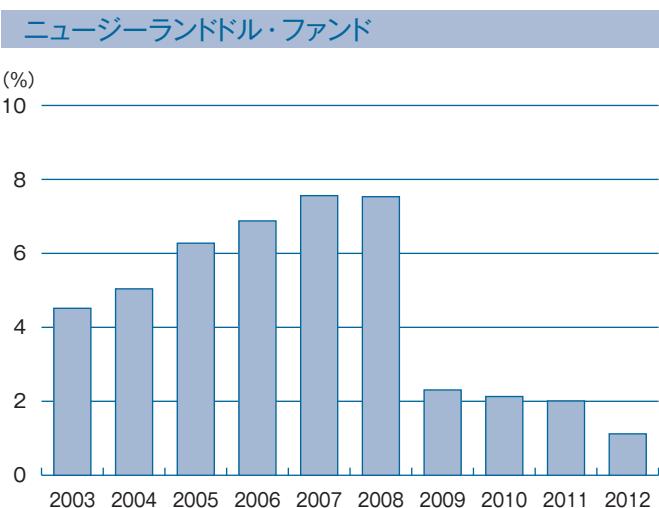
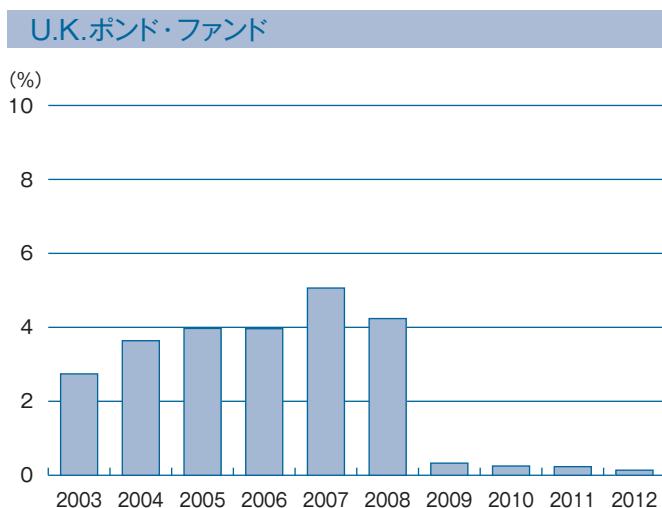
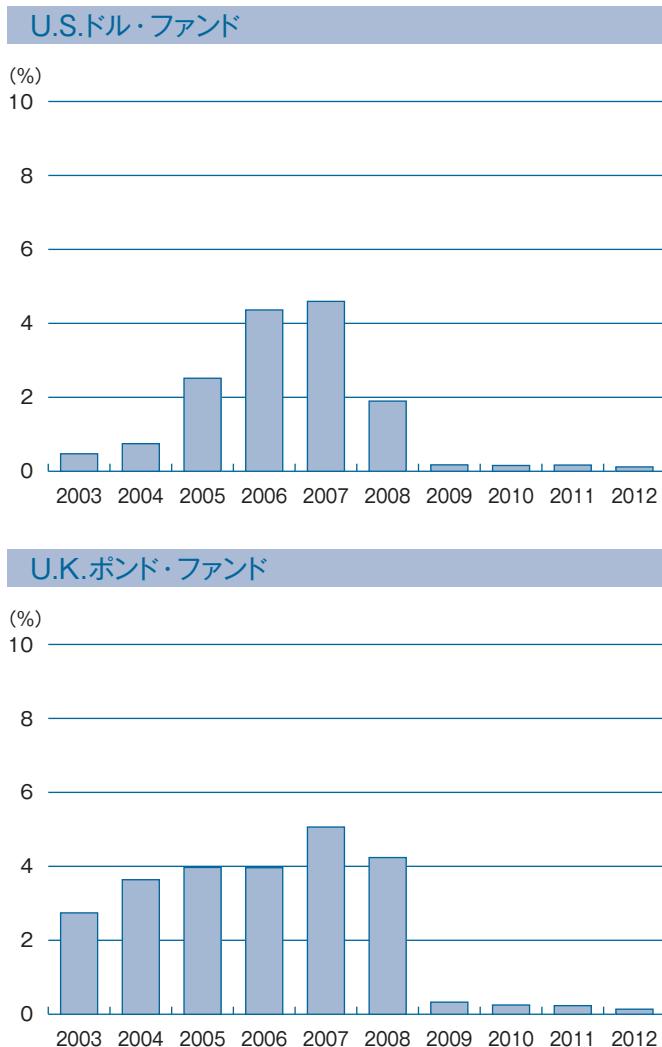
カナダドル・ファンド

順位	銘柄	種類	利率(%)	満期日	投資比率(%)
1	BGL BNP PARIBAS CP 10/05/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 5月10日	7.93
2	NATIXIS CP 22/05/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 5月22日	7.93
3	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 23/05/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 5月23日	7.93
4	AGENCE CENT ORGANISMES CP 23/05/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 5月23日	7.93
5	OVERSEA CHINESE BK CP 29/05/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 5月29日	7.92
6	BCEE CP 01/06/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 6月 1日	7.92
7	SUNCORP METWAY CP 25/06/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 6月25日	7.92
8	FMS WERTMANAGEMENT CP 19/07/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 7月19日	7.91
9	CAISSE AMORTISSEMENT CP 09/07/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 7月 9日	7.91
10	TOYOTA FINANCE AUST CP 02/08/12	(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	—	2012年 8月 2日	7.91

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
運用実績等については別途月次レポート等が作成されている場合があります。詳しくは販売会社／販売取扱会社にお問い合わせください。

収益率の推移（暦年ベース）※2012年は7月末日まで



※2003年は8月14日から

(注)収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当たり純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。なお、2012年7月末日現在、分配の実績はありません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
運用実績等については別途月次レポート等が作成されている場合があります。詳しくは販売会社／販売取扱会社にお問い合わせください。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	1,000口以上1口単位 ※ただし、各販売取扱会社は独自に、より大きな取引単位を決定する場合があります。また、販売会社／販売取扱会社でお取引いただいている商品の利金や売却代金などのうち各ファンドの基準通貨で支払われるものによりファンド証券をお申込みの場合等は、販売会社／販売取扱会社が応じるものに限り1口以上1口単位とします。												
購入価額	申込日の直前の評価日*に計算された1口当たり純資産価格 ※評価日については下記「購入の申込期間」の項をご参照ください。												
購入代金	申込日(約定日)から起算して4営業日目までに、購入代金をお支払いください。 ※日本円の場合、基準通貨との換算レートは、約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社／販売取扱会社が決定します。また、販売会社／販売取扱会社によっては基準通貨でお支払いいただくことも出来ます。詳細は販売会社／販売取扱会社にお問い合わせください。												
換金(買戻し)単位	1口以上1口単位 ※ただし、各販売取扱会社は独自に、より大きな取引単位を決定する場合があります。												
換金(買戻し)価額	申込日の直前の評価日に計算された1口当たり純資産価格												
換金(買戻し)代金	申込日(約定日)から起算して4営業日目から、換金(買戻し)代金をお支払いします。 ※日本円の場合、基準通貨との換算レートは、約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社／販売取扱会社が決定します。また、販売会社／販売取扱会社によっては基準通貨でお支払いいただくことも出来ます。詳細は販売会社／販売取扱会社にお問い合わせください。												
申込締切時間	販売会社／販売取扱会社にお問い合わせください。申込締切時間までに所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み受付分とします。												
購入の申込期間	2012年6月29日～2013年6月27日 (期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。) ※この期間中、各ファンドについて以下の評価日でかつ、日本における販売会社の営業日に申込の取扱いが行われます。 <table border="1"><tr><td>U.S.ドル・ファンド</td><td>ルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークでの銀行営業日(毎年12月24日を除きます。)</td></tr><tr><td>オーストラリアンドル・ファンド</td><td>ルクセンブルグ、ロンドンおよびシドニーでの銀行営業日(毎年12月24日を除きます。)</td></tr><tr><td>U.K.ポンド・ファンド</td><td>ルクセンブルグおよびロンドンでの銀行営業日(毎年12月24日を除きます。)</td></tr><tr><td>ニュージーランドル・ファンド</td><td>ルクセンブルグ、ロンドンおよびオークランドでの銀行営業日(毎年12月24日を除きます。)</td></tr><tr><td>ユーロ・ファンド</td><td>ルクセンブルグ、ロンドンおよびフランクフルトでの銀行営業日(毎年12月24日を除きます。)</td></tr><tr><td>カナダドル・ファンド</td><td>ルクセンブルグ、ロンドンおよびトロントでの銀行営業日(毎年12月24日を除きます。)</td></tr></table>	U.S.ドル・ファンド	ルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークでの銀行営業日(毎年12月24日を除きます。)	オーストラリアンドル・ファンド	ルクセンブルグ、ロンドンおよびシドニーでの銀行営業日(毎年12月24日を除きます。)	U.K.ポンド・ファンド	ルクセンブルグおよびロンドンでの銀行営業日(毎年12月24日を除きます。)	ニュージーランドル・ファンド	ルクセンブルグ、ロンドンおよびオークランドでの銀行営業日(毎年12月24日を除きます。)	ユーロ・ファンド	ルクセンブルグ、ロンドンおよびフランクフルトでの銀行営業日(毎年12月24日を除きます。)	カナダドル・ファンド	ルクセンブルグ、ロンドンおよびトロントでの銀行営業日(毎年12月24日を除きます。)
U.S.ドル・ファンド	ルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークでの銀行営業日(毎年12月24日を除きます。)												
オーストラリアンドル・ファンド	ルクセンブルグ、ロンドンおよびシドニーでの銀行営業日(毎年12月24日を除きます。)												
U.K.ポンド・ファンド	ルクセンブルグおよびロンドンでの銀行営業日(毎年12月24日を除きます。)												
ニュージーランドル・ファンド	ルクセンブルグ、ロンドンおよびオークランドでの銀行営業日(毎年12月24日を除きます。)												
ユーロ・ファンド	ルクセンブルグ、ロンドンおよびフランクフルトでの銀行営業日(毎年12月24日を除きます。)												
カナダドル・ファンド	ルクセンブルグ、ロンドンおよびトロントでの銀行営業日(毎年12月24日を除きます。)												
換金(買戻し)制限	クローズド期間、大口解約の制限等はありません。 換金(買戻し)申込みの取扱いは、上記の購入申込みの取扱いをする日に行います。												
購入・換金(買戻し)申込受付の中止及び取消し	管理会社は、以下の場合、純資産価格の決定を一時的に停止し、ファンド証券の販売および買戻しを一時的に停止することができます。 ①ファンド資産の相当部分の評価の基礎を提供する一つもしくは複数の証券取引所もしくは市場、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖、または、取引が制限もしくは停止された場合。 ②政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の売却が正当にまたは正常に実行できない場合。 ③ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用されている通信機能またはコンピューター設備が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が規定されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。 ④為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が適正な為替レートでは実行できない場合。 管理会社または販売会社はファンド証券の購入・換金(買戻し)の注文がマーケット・タイミング(不公正な裁定取引)であるとの疑義が生じた場合は、当該購入・換金(買戻し)の注文を受け付けない場合があります。												

信託期間	2018年12月31日まで 各ファンドの運用開始日		
	U.S.ドル・ファンド 1995年10月27日		
	オーストラリアンドル・ファンド 1995年10月27日		
	U.K.ポンド・ファンド 1997年7月14日		
	ニュージーランドル・ファンド 1997年8月20日		
	ユーロ・ファンド 1998年8月14日		
	カナダドル・ファンド 2003年8月14日		
繰上償還	トラスト／ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意により、いつでも、存続期間の満了前に解散することも、また存続期間を延長することもできます。 なお受益者への償還金のお支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続等の進捗によってはさらに時間を要する場合があります。		
約款の修正	管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも修正することができます。 管理会社は、約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならず、その内容が重大である場合等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。詳細は請求目論見書をご参照いただけます。		
決算日	毎年12月31日		
収益分配	年1回、ファンドの投資収益および実現売買益から、または分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合にはファンドの未実現売買益もしくは元本部分から、分配を行うことができます。		
運用報告書	トラストの計算期間の終了(毎年12月31日)およびトラストの運用の終了後に、期間中の運用経過および、トラストが保有する資産の内容などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は、販売会社／販売取扱会社を通じて受益者にお渡しします。		
課税関係	課税上は外国公社債投資信託として取り扱われます。		
転換(スイッチング)	本書記載の申込期間中に転換を取扱う予定はありません。		
その他	ご投資にあたっては「外国証券取引口座」が必要です。(開設・口座管理料等に関しては販売会社／販売取扱会社にお問い合わせください。) その他の詳細は請求目論見書をご参照いただけます。		
申込取扱場所	<p><販売会社> 野村證券株式会社</p> <p><販売取扱会社></p> <table border="1"> <tr> <td>東海東京証券株式会社 エース証券株式会社 藍澤證券株式会社 ちばぎん証券株式会社 岩井コスモ証券株式会社 日本アジア証券株式会社 アーク証券株式会社 あかつき証券株式会社 高木証券株式会社 株式会社SBI証券 いちよし証券株式会社 株式会社 証券ジャパン ひろぎんウツミ屋証券株式会社 日産センチュリー証券株式会社</td> <td>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 丸三証券株式会社 丸八証券株式会社 リテラ・クレア証券株式会社 SMBCフレンド証券株式会社 豊証券株式会社 ばんせい証券株式会社 山和証券株式会社 安藤証券株式会社 明和証券株式会社 むさし証券株式会社 リーディング証券株式会社 岡安証券株式会社</td> </tr> </table> <p>(注1) 上記販売会社および販売取扱会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。</p> <p>(注2) 販売取扱会社によっては、一部のファンドの販売を取扱っていない場合があります。</p>	東海東京証券株式会社 エース証券株式会社 藍澤證券株式会社 ちばぎん証券株式会社 岩井コスモ証券株式会社 日本アジア証券株式会社 アーク証券株式会社 あかつき証券株式会社 高木証券株式会社 株式会社SBI証券 いちよし証券株式会社 株式会社 証券ジャパン ひろぎんウツミ屋証券株式会社 日産センチュリー証券株式会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 丸三証券株式会社 丸八証券株式会社 リテラ・クレア証券株式会社 SMBCフレンド証券株式会社 豊証券株式会社 ばんせい証券株式会社 山和証券株式会社 安藤証券株式会社 明和証券株式会社 むさし証券株式会社 リーディング証券株式会社 岡安証券株式会社
東海東京証券株式会社 エース証券株式会社 藍澤證券株式会社 ちばぎん証券株式会社 岩井コスモ証券株式会社 日本アジア証券株式会社 アーク証券株式会社 あかつき証券株式会社 高木証券株式会社 株式会社SBI証券 いちよし証券株式会社 株式会社 証券ジャパン ひろぎんウツミ屋証券株式会社 日産センチュリー証券株式会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 丸三証券株式会社 丸八証券株式会社 リテラ・クレア証券株式会社 SMBCフレンド証券株式会社 豊証券株式会社 ばんせい証券株式会社 山和証券株式会社 安藤証券株式会社 明和証券株式会社 むさし証券株式会社 リーディング証券株式会社 岡安証券株式会社		

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	かかりません
換金(買戻し)手数料	かかりません
信託財産留保額	かかりません

投資者が信託財産で間接的に負担する費用(以下の報酬率は金利水準により引き下げられる場合があります。)

運用管理費用(管理報酬等)の合計

純資産総額に対し年率0.76%以下

(ただし、管理報酬については、最低年額が適用される場合があります。)

(管理報酬)	各ファンドの日々の純資産総額に対し(四半期毎後払い) (ただし、最低年額はトラストについて10,000米ドルであり、当該金額は各ファンドの純資産総額に応じて各ファンドに按分されます。)	年率0.01%
(投資顧問報酬)	各ファンドの日々の純資産総額に対し(四半期毎後払い) (全て米ドル換算して計算)	
	純資産総額	年率
	2億5,000万米ドル以下の部分	0.150%
	2億5,000万米ドル超5億米ドル以下の部分	0.125%
	5億米ドル超20億米ドル以下の部分	0.100%
	20億米ドル超	0.075%
(保管報酬)	各ファンドの日々の純資産総額に対し(四半期毎後払い)	年率0.10%以下
(代行協会員報酬)	各ファンドの日々の純資産総額に対し(四半期毎後払い) (全て米ドル換算して計算)	
	純資産総額	年率
	300万米ドル以下の場合	0.00%
	300万米ドル超	0.50%以下
その他の費用・手数料	目論見書、運用報告書、通知の作成・印刷費用、弁護士費用、監査費用、登録費用、銀行手数料、ファンド資産および収益に課せられる税金等 上記のその他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。	

上記手数料等は、一部の費用等が実費となる場合がある他、ファンドの保有期間等に応じて異なるため、これらを合計した料率、合計額または上限額等を表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時および償還時	所得税および住民税	利子所得として課税 ● 分配金に対して20% ● 償還益については、表示通貨ベースの償還価額が元本相当額(管理会社が算出します)を上回る額は利子所得とされ、分配金と同じ扱いとなります。

- ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。
- 上記は2012年9月27日現在のものです。2013年1月1日以降は20.315%となる予定です。なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。益金不算入の適用は認められません。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

トラストは、主に外貨建て債券(短期金融商品等)を投資対象としますので、金利変動等による組入債券(短期金融商品等)の価格下落や、組入債券(短期金融商品等)の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、純資産価格(外貨建て)が下落し、損失を被ることがあります。

また、純資産価格が外貨建てで表示されますので、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。